

平成 27 年第 1 回定例会 3 月 3 日

日程第 10. 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 10. 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、日額報酬の支払い方法の改正及び重複支給の禁止を規定する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。今回の条例は、勤務した日に支給するというのを、その月分を翌月 21 日までということの改正です。まず 1 点目は 4 条です。具体的な事務的なこととお話しますと、ある委員会があります。10 名の委員の皆さんがいますと、以前はこの給与を封筒に日額を入れて、開会しました。お二人欠席でした。8 名の方に現金で支払いして、捺印していただいて、2 名分は会計課に戻すということがありましたが、実はここ 5 年、6 年ぐらい前から最初で委員の皆さんの口座を確認させていただいて振り込みをさせていただいております。当然安全面からしても職員が現金を触るのはあまり好ましくない観点からも実務としてそのようなことをやっていたのですが、条例もきちっとその月分を翌月 21 日までの支給ということへの改正であります。それから、第 4 条の 2 は重複支給の禁止ということで、常勤の職員が特別職の職を兼ねた場合、報酬は支給しないということの明文化です。これまで現職をして特別職の委員がいる場合も支給はしていなかったのですが、それを条例で明文化するというものの改正です。

もう 1 点、最後に別表の改正。嘱託員が 25 万円以内とありましたが、様々な職種がありまして、現状その 25 万円以内では収まらなくなってきた職種もあるということで、嘱託員の最高月額を 35 万円以内とするという改正です。以上が、議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議

員。

○ 8 番 花城清文君 先ほどは職員の給料は減額でした。今回また嘱託の場合は限度額を 10 万円引き上げようという条例改正のようです。嘱託員がたくさんおられます。いろんな職種があります。町長の運転手もそうでしょう。特別徴収員、税関係もそうでしょう。いろんな嘱託があります。その 35 万円に引き上げなければならないという具体的なケースはどこですか。教えてください。

○ 議長 宮城清政君 総務部長。

○ 総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。具体的に確定測量嘱託員、それから物件補償の嘱託員です。それは、それぞれの資格等を有している職員ですが、具体的には物件補償をした場合にはコンサルに委託しております。その成果物が上がってきたときに、その積算の再チェック、最終的にチェックをする方。1 級建築士で物件補償業務実務経験者の位置づけ。それからもう 1 つは、補償業務管理士資格取得者というものは 32 万 6,000 円との設定を今回の予算で上程させていただきます。実のところそのような業務が非常に引く手あまたと言いますか、それぞれの業界から会社に依頼して職員を派遣していただくと 2 倍、3 倍という月額額の委託契約しかできないということで、実際に個人を嘱託員として採用する場合に少なくとも今答弁した額でなければこの職種としての確保が難しいということでの今回の改正となっております。

○ 議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 理解できます。あとでこの資料をもらえますか。どの嘱託員がどれだけ金額が引き上げられているのか、具体的な資料をあとでください。

確認をしますが、民間にこの仕事を委託すると逆に財源が必要だと、費用が余計にかかるのだと。逆に役場で嘱託を採用すれば月額報酬でできるということだと思うので、そういう取扱いに対しては私も賛成です。それだけ財政運営にはとても良いことだし、町のためにおいても良いことです。それだから非常に結構なことです。そういったことで、民間に委託をするとどうなる、自分たちでやるとどうなる、常にそういう計算と言いますか財源的な面も考慮して配慮してこれからの行政運営をやって欲しい。お願いしておきます。終わります。

○ 議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○ 議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

平成 27 年第 1 回定例会 3 月 3 日

なっております議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。